資料2

6　計画の体系

基本目標	推進の方向	施策の内容
男女平等参画社会の形成		
Ⅰ男女平等参画の意識改革	男女平等参画の推進	男女平等参画の推進
		広報・啓発活動、情報収集・提供の充実
		男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実
	男女平等参画の視点に立った教育の推進	家庭における男女平等教育の推進
		学校における男女平等教育の推進
		社会における男女平等教育の推進
	性の尊重など人権についての認識の浸透	性の尊重についての意識の啓発
		男女平等参画の視点に立った表現の配慮
Ⅱ配偶者等からの暴力の根絶（ＤＶ防止計画）	配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	広報・啓発活動の推進
	ＤＶ被害者への支援体制の充実	相談体制の充実
		支援体制の充実
Ⅲあらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等への女性の参画の促進
		市女性職員の登用促進及び職域拡大
		企業や団体等における女性の参画の促進
		女性の能力向上
	家庭生活と他の活動との両立支援	家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援
		多様なライフスタイルに対応した子育て、介護支援
	就労等における男女平等の確保	男女平等な雇用環境の整備
		女性の就業機会の拡大
		多様な働き方における労働環境の整備
		ワーク・ライフ・バランスの推進
	地域社会への男女平等参画の促進	地域社会への男女平等参画の促進
		防災分野への男女平等参画の促進
		男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進
Ⅳ健康で生き生きと暮らせる環境の整備	生涯にわたる健康づくりの推進	健康の保持・促進
		妊娠・出産等に関する健康支援
		医療体制の充実
	高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備
		高齢者や障がい者等の社会参画の促進
※総合的な推進	庁内における推進体制	
	男女平等参画審議会の機能の充実	
	市民・団体等との連携	
	国・道との連携	
	国際社会の取り組みへの配慮	
	計画の推進管理	